

福島大学あぶくま学生支援基金
運営細則

(趣旨)

第1条 この細則は、福島大学あぶくま学生支援基金（以下「基金」という。）規約に基づき、基金の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営体制)

第2条 基金の適正な運営を行うため、基金運営委員会とプロジェクト審査委員会、基金運営事務局を置く。

(基金運営委員会)

第3条 基金運営委員会は、以下の5名をもって構成する。

- 一 行政政策学類長（委員長）
 - 二 委員長が推薦する委員3名（学外のものを含む、副委員長を互選）
 - 三 委員長が推薦する監査1名
- 2 委員の任期は、就任の日から翌年度最初の基金運営委員会までとし、再任を妨げない。
- 3 基金運営委員会は、以下の事項を審議のうえ、決定する。
- 一 基金現況確認書（基金名義の口座通帳の管理）
 - 二 年度別予算
 - 三 年度別決算
 - 四 当該年度の基金運営報告書
 - 五 本細則の改訂
 - 六 その他、基金の運営に関する重要事項
- 4 基金運営委員会の議決は原則として全会一致とするが、議論を経ても結論が得られない場合は、監事を除く4名による多数決とする。ただし、賛否が同数の場合には、委員長の判断を委員会の決定とする。
- 5 基金運営委員会の議決事項は、阿武隈会理事会、行政政策学類教員会議、後援会理事会に報告する。
- 6 基金運営委員会は1年に1度、4月に委員長が招集して開催する。ただし、委員長が必要と認める場合には、基金運営委員会を臨時に招集することができる。

(プロジェクト審査委員会)

第4条 プロジェクト審査委員会は、以下の5名の委員をもって構成する。

- 一 基金運営委員長が推薦する行政政策学類評議員1名（委員長）
- 二 プロジェクト審査委員会委員長が推薦する行政政策学類教員3名

三 行政政策学類学友会学生部会執行委員長 1 名

2 プロジェクト審査委員会は、以下の事項を審議・決定するとともに、それにかかわる実務を担当する。

- 一 助成申請の受付、審査、決定、公表
- 二 決算書の審査、承認
- 三 証憑としての領収書の確認
- 四 基金運営報告書の作成と基金運営委員会への報告
- 五 その他、助成にかかわるプロジェクトに関する重要事項

3 プロジェクト審査委員会の議決は原則として全会一致とするが、議論を経ても結論が得られない場合は、委員による多数決とする。

4 プロジェクト審査委員会は1年に4回（4月、7月、10月、1月）に委員長が招集して開催する。ただし、委員長が必要と認める場合には、プロジェクト審査委員会を臨時に招集することができる。

（基金運営事務局）

第5条 基金運営事務局は、以下の実務を担当する。

- 一 関係資料の作成と保存
- 二 助成金の振込
- 三 寄附金の受入れ
- 四 その他、基金の実務に関する事項

（助成申請プロジェクトの種類）

第6条 基金の助成を申請することができるプロジェクトは、一般公募型と阿武隈会特定課題型とする。

（一般公募型プロジェクト）

第7条 一般公募型プロジェクトは、活動期間1年で4月に募集する長期型と、活動期間3か月で年4回（4月、7月、10月、1月）募集する短期型とする。ただし、どちらの場合も助成期間終了後の継続申請を妨げない。

3 長期型で助成申請可能な最高限度額は50万円とする。

4 短期型で助成申請可能な最高限度額は、一人2万円、一団体20万円とし、継続申請した場合には年間最高50万円とする。

（阿武隈会特定課題型プロジェクト）

第8条 阿武隈会は特定の課題を提示して、プロジェクト参加者を募集することができる。

2 活動期間は1年とし、4月に募集する。

3 プロジェクト審査委員会の承認を得て、助成金額を設定することができる。

(助成対象となる学生活動)

第9条 基金が助成対象とするプロジェクトは、以下の三条件をすべて満たすものとする。

- 一 行政政策学類生（行政社会学部生、地域政策科学研究科院生、現代教養コース法学モデル・コミュニティ共生モデル生を含む）を代表とするか、申請メンバーの半分以上が本学類生であること。
- 二 広く学生の自主的な学びと地域活動にかかわる活動であること。ただし、審査に際しては、「震災対応」「復興支援」を優先することがある。
- 三 助成申請メンバーに、行政政策学類の教員が助言者として1名以上加わっていること。

(申請)

第10条 助成申請を行おうとする者は、助成金申請書（プロジェクト活動計画書）をプロジェクト審査委員会に提出し、審査を受けなければならない。

- 2 助成金申請書（プロジェクト活動計画書）の書式は、別途定める。
- 3 助成申請は、原則として活動開始前とする。

(助成項目)

第11条 基金が助成対象とする支出項目は、以下のとおりとする。

- 一 人件費や謝金、消耗品等大学の物品費として通常認められるもの
- 二 活動にかかわる交通費
- 三 活動にかかわる宿泊費
- 四 プロジェクトが目的とする活動のための食材費
- 五 その他活動に必要な経費として、プロジェクト審査委員会が承認したもの

(助成を受けたプロジェクトの義務)

第12条 助成を受けたプロジェクトは、助成期間終了後2週間以内に、プロジェクト実施報告書と関係書類をプロジェクト審査委員会に提出し、審査を受けなければならない。

- 2 プロジェクト実施報告書の書式は、別途定める。

(事業年度)

第13条 基金の事業年度および会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(細則の改訂)

第 14 条 本細則を改訂するためには、基金運営委員会の議決を経なければならない。

附則

この細則は、2012年9月1日より施行する。